

# 福岡県中小企業振興条例について

公布・施行日 平成27年10月16日

福岡県の中小企業は、県内企業の99.8%を占め、雇用の約8割を担っており、本県経済の発展と活力の原動力となっています。

しかしながら、経済のグローバル化や情報化の進展等による企業間競争の激化、人口減少や高齢化の進展等による市場規模の縮小など、県内の中小企業は厳しい経営環境に直面しています。

このような中、地域の活性化を図っていくためには、中小企業の多様で活力ある成長発展が不可欠です。

県では、平成27年10月、中小企業の振興を県政の重要課題と位置付け、中小企業の振興を総合的かつ計画的に推進するため、「福岡県中小企業振興条例」を制定しました。

福岡県中小企業振興条例には、次のような内容を定めています。

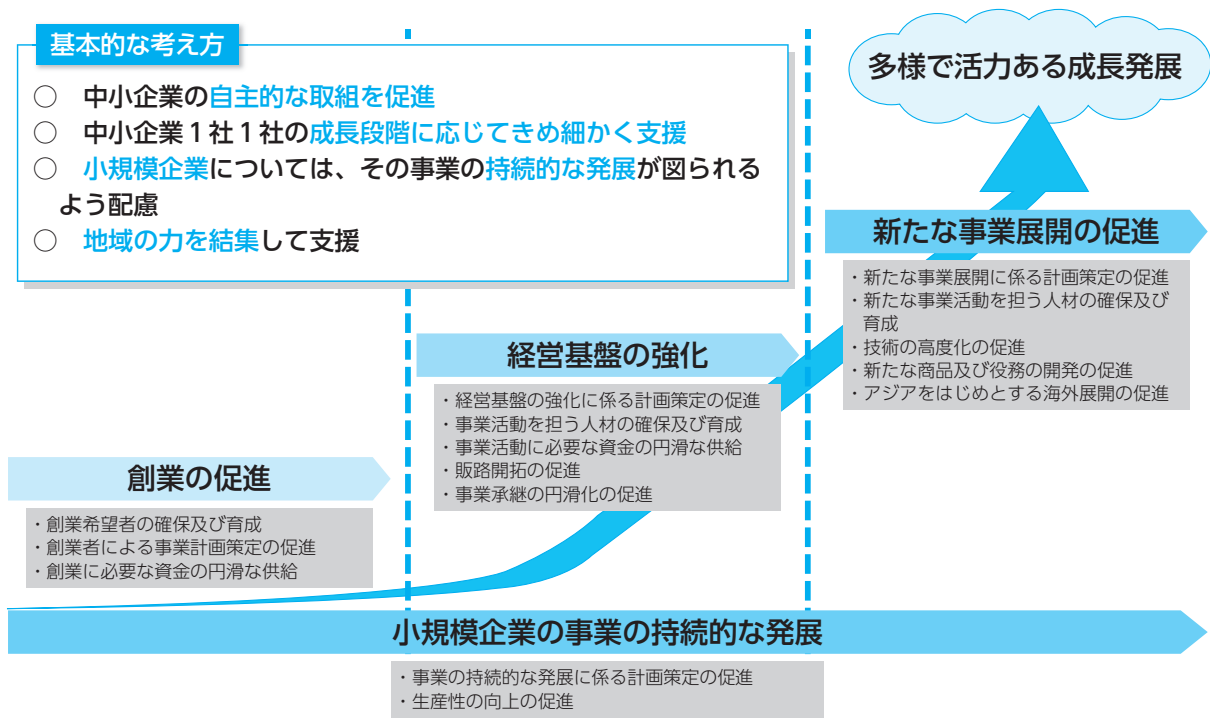
## 1 目的

中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本県経済の健全な発展及び県民生活の向上を図ること。

## 2 基本理念

- 中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な取組が促進されること。
- 県、中小企業者、中小企業支援団体、金融機関等、大学等及び研究機関、大企業者、市町村その他の関係機関並びに県民が相互に連携し、協力することにより推進されること。
- 多様な産業の集積、豊富な人材、高品質な農林水産物その他の本県の有する特性が活かされること。
- 小規模企業の振興については、その事業の持続的な発展が図られるよう十分な配慮がなされること。

### 3 基本的施策



### 4 県の責務や関係者の役割

